

南海地震対策行動計画(第一次素案)に対する意見への対応案

NO	ページ	取組NO	テーマ	ご意見	対応案
1	—	全体	県の組織図の追加	各担当部局の名前がでていますが、県の全体の組織図・一覧があると分かりやすいと思う。	※ 参考資料として県の組織図を追加します。(今後作成予定)
2	—	全体	災害全体の流れの記載	災害全体の流れがみえると分かりやすいと思う。	※ 行動計画の7ページに被害の軽減及び早期の復旧の効果のイメージ図を追加します。
3	—	全体	取り組みの効果、時期の表記	行動計画の取り組みが、災害の時系列のどの時点で役立つのかが分かれば理解しやすいと思う。	※ 52ページ(参考資料4)に行動計画と被災との関わりについての資料を追加します。
4	—	全体	具体的取り組みと県民との関係	各取り組みがどのように自分に関係あるのかが分かるものがあると理解しやすいと思う。	
5	—	全体	記述の仕方・書式	具体的な取り組みの記述の仕方として、①現状はどうなっているか、②目標、③目標をたてたことの根拠、④根拠の参考資料の順で書いてはどうか。書式をその形で揃え、書けない項目は空白にする。そのほうが現状認識でき、行動に結びつきやすいのではないかな。	※ 「目標」については、各項目の中で最も重要であることから、現状のまま一番上に記載したいと考えています。 「目標をたてたことの根拠」については、示すことが難しい項目が多いため、欄を設けることは困難ですが、「現状」については、現在取り組みがないものについても、現状の欄を設けるように修正します。
6	—	全体	具体的取り組みの優先順位付け	項目数が多く、優先順位が分からない。県としての意気込みとして、例えば、必ずやるものは「◎」をつけるなど、優先順位をつけてはどうか。	行動計画には、様々な南海地震対策のうちで、基本的に優先順位の高いものを入れていきますので、その目標が達成されるよう取り組んでいきます。
7	—	全体	目標の実現可能性の表記	努力目標なのか、実現目標なのかを区別して、本当に実現できるものをいつまでということをもう少し明確にしてはどうか。	
8	—	全体	既存の制度の改善	色々な取組をやっていく上で、民間との関わりや県民との関わり、市町村との連携やネットワークを組むということが多く出てくるが、今現在の制度が邪魔になり制度を変更や緩和をしないといけないという場合に県としてどのように対応するのかという心積もりを、行動計画の裏側で進めておいたほうが良いと思う。	現時点では、ご意見にあるような既存の制度の変更や緩和の必要な項目はありませんが、今後、行動計画に基づき取組を進めていく中で、そのようなことがあれば、適切に対応していきます。
9	—	全体	「支援」という用語の使い方	「支援」という言葉がいっぱい出てくるが、支援の中身が分かりにくい。技術・助言・財政的・人材派遣・体制づくりのいずれであるか支援の内容を正確に書き込めないか。	※ 「支援」の内容を見直し、可能なものは具体的に記載しましたが、実際に実施している又は実施可能な支援の内容が複数あるもの、また、支援の中身がまだ具体化できていないものについては「支援」という表現にしたいと考えています。 支援の内容を修正したもの:18ページ「19 津波避難訓練の実施」、39ページ「68 消防団員の確保」、42ページ「76 自主防災組織の設立の促進」
10	—	全体	各取り組みの関係性	各取組は、お互いに関係しているものも多いので、取組間の連携を十分認識しながら取り組み進めることが必要ではないか。	具体的取組を進める中で、それぞれの項目間の連携に留意し、効果的な推進に努めていきます。
11	—	全体	実現性の根拠	6年間の実現性の根拠は、6年経つ前に地震が発生したらどうするのか。またこの目標を実現しても、どれほどになるのか。	行動計画は、県として実施すべき対策をしっかりと進めていくために作成するものです。地震発生までに時間があれば、被害の軽減や地震発生後の適切な対応に、大きく繋がりますが、仮に、この行動計画の期間中に地震が発生したとしても、目標を定めて取組を進めていくことで、一定の効果が期待できると考えています。
12	—	全体	市町村主体の取り組みの表記	ライフラインや道の関係など、県はこういうことを考えているが、市町村がこういうことをというの、この計画に書かれるのか、別にやるのか。	行動計画には、原則、県が何らかのアクションを行うものについてのみ記載することとしています。例えば、具体的取り組みの主体が市町村にあるものについては、県が支援や助言などが可能なものについて記載しています。
13	—	全体	用語の解説の追加	「トリアージ」などの県民のなじみのない言葉には、下に解説を入れるなどの工夫をしてはどうか。	※ 県民にとってなじみのない言葉、分かりにくい言葉については、参考資料として用語集に載せます。
14	—	導入部分	条例の内容確認方法の表記	前段で条例のことがよくでていますが、地域社会づくり条例と書いてあるところにアドレスをいれて見られるようにしてはどうか。	※ 38ページ「66 県民への情報提供・啓発の推進」の参考欄にアドレスを追加します。
15	—	導入部分	防災文化実現の全体像	基本理念に防災文化を根付かせるとあるが、防災文化をどのように実現するのか、県民、事業者等がお互い何ができるのか、などについて全体像がみえるものがあると、県民には分かりやすいのではないかな。	※ 防災文化については、用語集(53ページ)で分かりやすく説明します。
16	P12	6	県立高等学校の耐震化	公立小中学校は記載があるが、県立高等学校は記載がないのか。	※ 県立高等学校については、「3 県有建築物の耐震化の推進」の「①県有建築物の耐震改修等の実施」において、県有建築物の一つとして耐震化を進めることが分かるように内容を修正します。

NO	ページ	取組NO	テーマ	ご意見	対応案
17	P13	10	下水道対策	下水道が使えなくなると、住民生活に影響があるので、行動計画の取り組みに入れる必要があるのではないか。	※ 具体的取り組みとして、新たに記載します。
18	P14	11	より実践的な室内の安全対策	地域での講習会の開催とかいているが、講習会のレベルは終わっているのでは。次のステップとして自主防災組織に家具固定などの実践をお願いしてはどうか。独居高齢者の固定を自主防災組織がやるくらいでないと。講習会ばかりでは、実践的でないと。思う。	※ 一部の市町村において、家具の固定が困難な高齢者や障害者の世帯の家具固定を進めるために支援制度が創設されていますので、行動計画には、こうした取組を他の市町村に広げることを新たに記載します。
19	P16	16	浦戸湾の堤防対策	鏡川、国分川、舟入川の堤防の耐震化は記載があるが、浦戸湾の堤防の対策は必要ないのか。	長期浸水対策の様々な課題の1つとして検討していきます。
20	P18	19	津波からの避難対策	津波からの避難場所の案内板の設置について、県による県管理施設への設置や、市町村が設置する場合の支援が必要。例えば、県が管理する土佐西南大規模公園には、避難場所の案内板が設置されていないが、市町村が自由に設置するわけにもいかず、また市町村などが設置した場合でも県立都市公園条例で占用料が発生する。避難場所案内板等の設置は、津波からの避難対策には非常に重要な取り組みであるため、取り組みへの追加等を検討してほしい。	※ 避難場所案内板等の設置については、津波避難対策の中での重要な対策の一つとなりますので、「18津波避難計画の作成の促進」に具体的な取り組みを追加します。 また、県立公園への設置については、関係課と協議させていただきます。
21	P18	20	津波避難訓練の進め方	啓発で、訓練の支援とあるが、相手方が全く見えない。広く平等に県民に呼びかけるのでは実現できないのでは。例えば、港工業会をモデル的に推進地域として県からお願いし、推進するなど積極的にねらって攻めの防災でいってはどうか。団地としてのBCPともリンクした形でお願いしてはどうか。	津波避難訓練の進め方については、ご提案の趣旨を踏まえて効果的な実施に努めていきます。
22	P21	28	高知港における漂流物対策の推進	津波による漂流物については、須崎市で先進的に検討が始まったから記載されていると思うが、高知港も重要。前半に、須崎港の検討、後半に須崎港に係る事業の実施とその検討結果を活かし高知港の検討を始めるという計画にならないか。	漂流物対策については、全国でも事例が少なく、現時点では、どのような取り組みができるか不明であることから、高知港における漂流物対策については、前期での須崎港の検討を踏まえて、後期計画の見直し時(H23年度予定)に検討したいと考えています。
23	P26	40	備蓄の確保	ガソリンの備蓄はどうなっているのか。また、警察官用の食料等の備蓄は記載されているが、一般の県職員も不眠不休だと思うので、備蓄が必要ではないか。	・高知県石油業協同組合と協定を締結しており、災害時には、ガソリン等の石油類燃料の優先供給や運搬をお願いする予定です。 ・職員用の食料等の備蓄については、現在、効果的な方法も含めて具体策を検討しています。
24	P27	—	報道のあり方の検討	大規模な災害が広範囲に発生した場合、人口の多い都市部を中心に報道されることになるため、被災直後は救援が都市部に集中し、その後中山間地域に救援がまわってくるのが考えられる。(特に民間からの救援) このため、すべての被災地が公平な救援を受けることができるよう、マスコミと報道の方法や内容について協議しておいてはどうか。	物資の供給や人命救助などの救援活動については、国などの応援を受け迅速に実施できるよう、現在作成中の広域受援計画においてその仕組みなどを検討していますので、地震発生後は、市町村と緊密な連携のもとに、必要な地域に救援を行うことになります。
25	P27	43	ライフライン対策の具体化	ライフラインを担う企業は私企業なので、なかなか対策が進みにくいと思うが、公共性が高い事業だと思ふ。ライフライン連絡会でも行動計画にどこまで取り込めるかの話をし、今年度中には形が見えるものへと議論を深めていきたい。	今後、ライフライン連絡会と調整し、行動計画における取り組みの具体化を図っていきます。
26	P27	43	ライフラインへの県の関わり	県とライフラインは、直接かかわることは少ないと思うが、ライフラインと県とのかかわりがピンとこない。	
27	P28	—	被災者への支援	南海地震による津波及び大規模な地盤沈下等により、高知市を含む沿岸部市町村は、復旧・復興までに長い時間を要することが予想されている。震災後の被災者等の人口移動を考慮した備蓄確保や救護体制について、例えば揺れの被害の少なく、県外とのルート上にある嶺北地域に確保することにしてはどうか。	ご意見については、行動計画に位置付けています広域受援計画の作成や広域防災拠点のあり方の検討、長期浸水対策の検討などの取り組みを進める中での参考とさせていただきます。
28	P29	46	こころのケア対策の連携	日赤の方でも、一般の方に普及しようと、こころのケアの小冊子をつくってやっているのので、情報提供できる。行動計画で使っていただければ。	対策の実施する際には、参考にさせていただきます。
29	P30	50	孤立対策の充実	平成17年に、山間孤立に力を入れることにするとシンポジウムを開催したはずだ。しかし、その後、いっこうに対策がされていない。今以上に力をいれて進めるという意気込みを書いて欲しい。全庁をあげて取り組んでいく必要がある。	※ ・各市町村において孤立対策が推進されるよう、県でガイドラインを作成することを行動計画に記載します。 ・孤立集落への空輸については、このガイドラインの中に盛り込むことを検討します。
30	P34	57	孤立をみずえた空輸の重要性	孤立対策として空輸の計画も大事ではないか。	

NO	ページ	取組NO	テーマ	ご意見	対応案
31	P30	51	長期浸水対策の具体化	6年間の間、課題の洗い出しになっているが、長期浸水の具体的な対策を検討することが必要。地盤沈下による浸水をいち早く解消することが、その後の復旧・復興に影響してくる。長期浸水によって、どんな問題がでてきて、被害の連鎖がおこるのかのシミュレーションをしてみ、その中からより実践的な課題を洗い出して取組を選んでやっていく必要がある。そのためには危機管理部と土木部があがっているが、全庁あげての総力戦でいく必要がある。	長期浸水の具体の対策を立てるうえで、どのような被害が発生するかを時間経過で想定して、その課題を整理することが重要と考えますので、長期浸水対策の6年間の取組の中で、検討を進めていきます。対策については、危機管理部と土木部を中心に、必要に応じて関係部局にも入っていただくことを考えています。
32	P31	52	協定の締結	「現状」の協定締結済に薬剤師会がないのはなぜか。	高知県の災害医療救護計画作成時に薬剤師会と協議を行っており、協定がないと動けないという状況ではありませんが、なお、今後、薬剤師会と協議し、協定の締結を進めます。
33	P32	54	トリアージへの県民の理解	トリアージについて県民に理解してもらうことは、必要なことであるが、単に啓発するだけでなく、各地で住民の協力を得てトリアージの訓練を行えば、本当の意味での理解につながるのではないかと。	※ 「54トリアージへの県民理解の促進」の具体の取り組みとして、地域の防災訓練などの機会を通じて啓発することについて追加します。
34	P33	55	応急危険度判定の担い手と連携	応急危険度判定士等は、どういう人が担い手となるのかみえない。登録された人が、危険度のラベルを貼れる人なのか。公的に貼れる資格を持った登録者ならば、ボランティアコーディネーターとリンクさせて話を進めてもらえば。	※ 応急危険度判定については、全体像が理解できるような資料を参考資料として添付します。(今後作成予定)
35	P33	56	啓発方法	研修には、ビデオ・動画が説得力がある。ビデオつくるなら、いろんな研修につかえるように10分以内のものにしてもらいたい。	応急危険度判定制度の周知には、既存のビデオを活用する予定ですが、今後、他の事業等において、ビデオを作成する際には、参考にさせていただきます。
36	P34	57	対象とする道路の範囲	道路は、県の道路か。国道も入るのか。道路は所管にかかわらず血管のようにつながっているものであり、県道だけを記載するのはどうか。	※ 緊急輸送道路の橋梁の耐震補強については、国が対策を実施するものも、関連があるため、参考欄に記載します。
37	P34	57	緊急輸送道路の確保	大地震が発生すると、幡多と高知県中心部を結ぶ道路は多大な被害を受けると思います。その為には一日も早い道路網の整備(高速道)促進が必要である。	県民の命を守り、地域間格差を是正するため、四国8の字ネットワークの整備を促進することを国に要望していますが、今後も、引き続き要望していきます。
38	P34	58	海上輸送の確実性の担保方法	漁船を緊急輸送手段として活用する体制を構築しても、津波で被害があれば計画倒れになる。行動計画の中に位置づけるのであれば、漁船を確実に活用できるための施策を展開していかないといけない。各場所場所に最低でも1隻2隻は守り、かつ活用できる計画が必要。また、プレジャーボートも活用できる。例えば係留代を免除するとか優遇するとかし、その代わりに緊急時の活用をさせてもらうなどの話をつけたらどうか。	・漁船については、津波の被害がないものを活用することになり、活用できない場合には、ヘリコプター等を活用することになります。本県のみならず、他県においても漁船の活用体制が構築できれば、将来的に、相互協定を結ぶことで、他県からの応援も期待できると考えています。 ・プレジャーボートについては、漁協のように統括する組織や連絡体制が無いため、現時点では、災害時の利用体制を作ることは難しいと考えています。
39	P35	59	担当部署の追加	災害廃棄物対策では、所管が文化環境部とされているが、土木部が参画しないと実効があがらないと思う。	担当部局には、対策を中心的に行う部を記載しており、実際に検討や対策を行う際には関係する部が参画することになります。
40	P35	61	復旧資機材の確保の事前推進	建設業者が倒産・廃業すると、資機材がそのまま廃棄され、それが続けば、復旧資機材が大変少なくなってくる。復旧資機材がどこにどれだけあるのか把握する必要がある。復旧資機材にかかる固定資産税の免除・メンテナンスに補助するなど、そういう方向は匂わせないか。それでも廃業で資機材を手放す場合は行政が買い取るなど、対応できる範囲で、是非実現して欲しい。	・災害時における土木部の主な対応としては、被災箇所の調査・把握、障害物の除去や応急・復旧に係る場所や方法の検討、業者への工事発注などを行うこととなり、県が直接、工事を行うことはありませんので、県が資機材(重機)を保有し、その運転を職員が行うことは考えていません。 ・被災箇所の応急・復旧工事については、地域の土木業者等をお願いすることになるため、県では、高知県建設業協会と協定を締結し、出動が可能な資機材や技術者等の状況を把握しています。
41	P35	61	職員の復旧機材の操作技術の習得	土木部に在籍している職員に、復旧機材が運転できるなど、必要最小限のことができるように研修をつんでもらうと、いざという時の孤立対策や緊急行動に操作できる人を呼ばなくてもすぐに対応できるということに繋がるのではないかと。	
42	P36	62	ボランティア活動の整理	ボランティアの整備体制の支援、支援の内容もいろいろあるが、発災後の片づけの支援や災害医療・救援物資の搬送配分等というのは、フェーズでいうと時間がずれているので、整理すると色んな活動が見えてくるのではないかと。	※ ボランティアについては、全体像が理解できるような資料を参考資料として添付します。(今後作成予定)
43	P38	—	防災学習、啓発の推進	起震車の需要は非常に高く、地域によっては訓練予定日が重複して、譲り合いで実施しているのが現状である。南海地震に備える観点からも、高知県にはなくてはならないものだと思うので、消防学校の他に、新規に2台購入し東西に配置してはどうか。	幅広い啓発方法の一つとして起震車の活用は大切なことと考えますので、今年度更新します起震車を有効に活用しますとともに、更なる啓発の充実について検討していきます。
44	P38	66	効果的な啓発の実施への支援	高知市では、津波の浸水地域とそれ以外の意識の差が大きい。また高齢化の問題もある。年間300回近く講演会をしており、パンフレット等も活用しているが、動画が啓発効果が高いと思う。県の支援があれば。	市町村が津波シミュレーション動画を作成する場合、県の総合補助金の対象としていますので、活用いただき、効果的な啓発を進めていただきたいと思います。
45	P38	66	推進週間の活用	目標を南海地震対策推進週間を周知することになっているが、意味は全くない。推進週間を活用して、啓発の推進に取り組みますといった表現でないと役に立たない。	※ 具体的取り組みについて、南海地震対策推進週間等の機会を通じて周知・啓発をするように修正します。

NO	ページ	取組NO	テーマ	ご意見	対応案
46	P39	68	消防団員確保の具体策	山間地域では、消防団員は建設業者の人が多い。建設業者を出来高だけでなく、消防団員がどれだけ従業員にいて点をあけて評価するなどの視点もあるとよいのではないかと。	県の建設工事における一般競争入札の評価項目にすることについて、関係部局と協議していきます。
47	P39	69	救命講習の連携	救命講習など普及啓発をしているのは、消防本部だけではない。現在の数字は、消防本部における受講者数であると思うが、他の団体(日本赤十字社ほか)が行っているものも加味して考えてはどうか。	※ 具体的取り組みの中に県が直接に実施又は間接的に関与する取り組み以外のものを入れると、役割が不明瞭となり、また、全ての項目にどこが実施するのかを記載することが必要となりますので、救急救命について、災害医療体制の一つとして、各団体での取り組みも含めて、参考資料を作成します。(今後作成予定)
48	P40	71	事業者の優遇制度の充実	事業所への啓発をやってきたし、今後もやるつもりだが、事業所の取り組みに行政の支援が少ないので、商工業者の耐震診断等の優遇措置のバリエーションを広げて欲しい。	事業者の防災の取り組みに関する県の融資制度では、建物の耐震補強や建て替えを行う事業者のほか、平成20年度から新たに、BCPの作成やBCPに基づく災害の事前防止等を行う事業者に対しても、設備や運転資金の融資を行えるよう制度改正を行っています。 さらなる制度の拡充については、今後の事業者の防災対策が促進されるなかで、検討していきます。
49	P40	72	BCP促進の優先業種と推進策	主には事業者の事業継続計画(BCP)の問題になると思うが、1日も早い復旧を目指すなら、土木の機材があることが大事。建設業者のBCP作成を優先すべきではないか。 また、BCPの理念は理解できても、うまみが感じられないと実行はなかなかできない。建設業者や建設コンサルに先行してもらえば、BCPをつくった者を認定して、そのことが企業の評価点に結びつくという仕組みを作るなどしないと、企業のBCPは進まないのではないかと。	・BCPの作成は、事業者の自発的な取組によって行われるものと考えますので、行動計画の中で、土木事業者など特定の業種に絞って、作成することを目標に掲げるのではなく、取り組みを進める中で、特にBCPの作成を必要とする業種に働きかけていきたいと考えています。 ・事業継続計画は、業種や企業の置かれる経営環境によって、事業継続に対する考え方や必要な項目などが大きく違ってくることから、県として正しく評価すること困難と思われます。2010年頃に国際標準規格(ISO)化の動きもありますので、その動向も踏まえて、今後のBCPの普及に対する支援等を検討していきます。
50	P42	77	地域の災害対応力の向上	昨年まで4回に分けて県の消防学校で開催されていた一日震災訓練が今年度から年1回の開催となっている。自主防災組織のリーダーを育成する研修会の開催や自主防災組織が交流する機会の提供を行うのであれば、一日震災訓練の目標を年4回以上としてはどうか。	実践的な訓練が、県(消防学校)のみならず市町村や消防本部においても取り組んでいただけるよう検討していきます。
51	その他	—	国土調査の推進	阪神淡路大震災では土地の境界がはっきりせず復興が進まなかったと報道されていたので、南海地震に備えて地積調査のテンポをあげることが必要でないか。	国土調査は、市町村が実施主体となりますので、南海地震対策の面からも調査が進みますよう市町村と協議していきます。